葵の園・足利　短期入所生活介護　運営規程

（事業の目的）

第１条　医療法人社団葵会が開設する葵の園・足利　短期入所生活介護（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練及び、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

２　指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

３　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①　　名　称　葵の園・足利　短期入所生活介護

②　　所在地　栃木県足利市常見町二丁目１０番１号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業に従事する従業者は、介護老人保健施設の従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

①　管理者　１名（併設介護老人保健施設の施設長と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

②　従業者

医　　師　　１名　　（併設介護老人保健施設の医師と兼務）

医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。

生活相談員　　１名

生活相談員は、利用者の生活相談に当たる。

看護職員　　１名以上

看護職員は、看護の提供に当たる。

介護職員　　６名以上

介護職員は、介護の提供に当たる。

機能訓練指導員　　１名以上

機能訓練指導員は、機能訓練の提供に当たる。

管理栄養士　　１名　　（併設介護老人保健施設の管理栄養士と兼務）

管理栄養士は、必要な栄養管理を行う。

従業者は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

（利用定員）

第５条　指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

併設型　１８名

（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等）

第６条　事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスである時は、その１割の額とする。

①　入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

②　日常生活動作の機能訓練

③　健康チェック

④　送迎

２　その他の費用

事業所は前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を１日あたりの料金とする。食事については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

１）滞在費　従来型個室：1,170 円（１日あたり）

多　床　室：　860 円（１日あたり）

２）食　費　朝　食：４９５円、昼食：７３５円、夕食：７３５円、合計１，９６５円（１日当り）

３）理美容代　　実費

４）レンタルテレビ代　　１日：１４０円

５）電気代　１日：６０円　自宅より持ち込まれた家電製品使用時及びレンタルテレビ使用時

４　事業所は、全項各号に掲げる費用の額に関わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

５　事業所は、全項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事業を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付することとする。

６　日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

７　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第７条　従業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医の医師又はあらかじめ定めた協力

医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、足利市、佐野市、太田市、館林市、大泉町、邑楽町とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第９条　従業者は、事前に利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

２　従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

①　気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

②　介護老人保健施設と併設のため、入所生活の規則は介護老人保健施設の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

③　共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（身体的拘束時の対応）

第１０条　施設は、介護保健施設サービスの提供にあっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束　その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

※身体的拘束の手続きについて

緊急やむを得ない状況が発生し、「身体拘束」を行う場合は以下の手続きにより行います。

①　第一に代替案を検討します。

②　実施にあたっては、必要最小限の方法，時間，期間，実施方法の適正，安全性，経過確認の方法について検討を行います。

③　事前に速やかに施設長の判断を仰ぎます。

④　事前に速やかに家族等に連絡を致します。

⑤　事前に速やかに，施設長・事務長・看護師・支援相談員・介護士・家族等の参加する緊急カンファレンスを開催し，「身体拘束」の理由，治療及び対応方針を確認し，ケアプランを作成します。

⑥　実施にあたっては，別紙の通り検討事項の内容，カンファレンスの内容等の記録を作成します。

（非常災害対策）

第１１条　事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第１２条　当施設は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、入所者に対し必要な措置を行う。

２．施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

（虐待防止に関する事項）

第１３条　当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について周知徹底を図る。

（２）虐待防止のための指針を整備する。

（３）虐待防止のための研修を定期的に実施する。

２　当施設は、サービス提供中に、当施設従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに通報するものとする。

（個人情報の保護）

第１４条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

２　事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）

第１５条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①　採 用 時 研 修　採用後１ヶ月以内

②　継　続　研　修　随時

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団葵会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成27年 6月1日から施行する。

この規程は、令和 3年 8月1日から施行する。

この規定は、令和 6年 8月1日から施行する。